

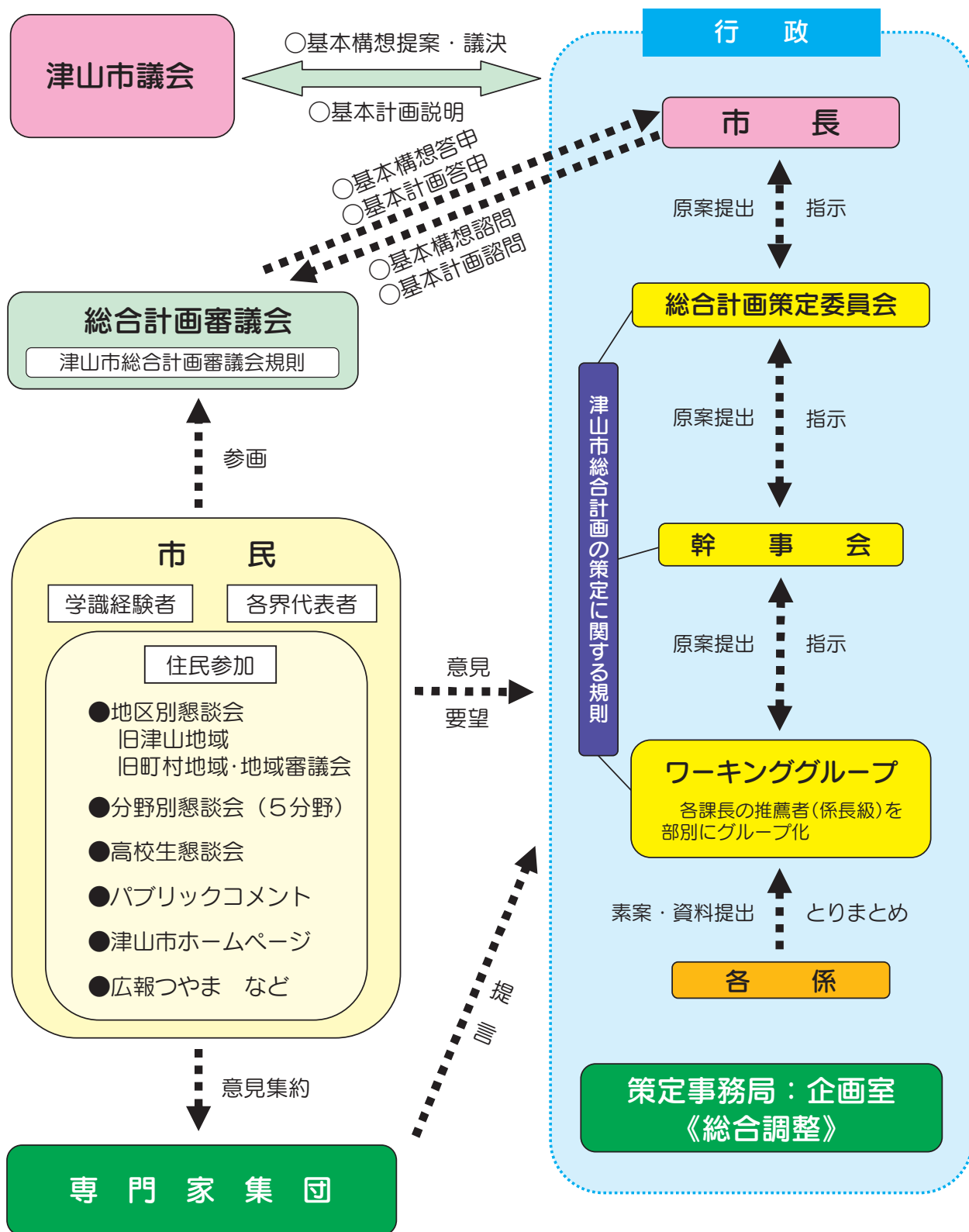
付 属 資 料

- ◇ 総合計画策定体制図
- ◇ 総合計画策定の主要な経過
- ◇ 各種懇談会開催経過
 - ・ 地区別懇談会
 - ・ 分野別懇談会
 - ・ その他懇談会
- ◇ 総合計画基本構想案についての諮問
- ◇ 総合計画基本構想案についての答申
- ◇ 総合計画基本計画案についての諮問
- ◇ 総合計画基本計画案についての答申
- ◇ 津山市総合計画の策定に関する規則
- ◇ 津山市総合計画審議会規則
- ◇ 津山市総合計画審議会委員名簿
- ◇ 総合計画策定支援専門家名簿
- ◇ 市民の描くまちづくり課題
- ◇ 小学生絵画・中学生作文について
- ◇ 用語解説集

弥生小4年 濱田 萌さん



◇ 総合計画策定体制図



◇ 総合計画策定の主要な経過

開催日	内 容	備 考
平成 17 年		
2 月 7 日	総合計画規則制定協議、確認	
4 月 5 日	第 1 回策定委員会	計 16 回開催
4 月 13 日	第 1 回幹事会	計 19 回開催
4 月 21 日	策定支援専門家と市職員の意見交換会	
4 月 25 日	第 1 回総合計画審議会	委員委嘱、審議内容説明等
5 月 30 日	第 2 回総合計画審議会	市民意見反映のとりくみ、現況と課題について協議
6 月 30 日	第 3 回総合計画審議会	第 3 次総合計画のとりまとめ、委員意見発表
7 月 1 日	小中学生絵画・作文募集	絵画 23 点 作文 76 点応募
7 月 2 日 ～ 31 日	地区別懇談会	計 21 回開催 615 人参加
7 月 25 日	第 4 回総合計画審議会	地区別懇談会開催状況中間報告等
8 月 3 日 ～ 16 日	分野別ヒアリング (地域生活科学研究所と市担当者間)	福祉分野他 5 分野
8 月 17 日	高校生懇談会	市内 5 校 14 名参加で実施
8 月 18 日 ～ 24 日	分野別懇談会	計 5 分野 91 団体参加
8 月 23 日 ～ 31 日	市議会議員懇談会	4 常任委員会説明 32 名参加
8 月 29 日	第 5 回総合計画審議会	基本構想骨子協議
9 月 27 日	第 6 回総合計画審議会	パブリックコメントの取り組み、基本構想素案協議
10 月 4 日 ～ 14 日	絵画・作文展示	市役所 1 F 市民ホールで展示
10 月 11 日	第 7 回総合計画審議会	基本構想案諮問
10 月 12 日 ～ 11 月 11 日	基本構想案パブリックコメント実施	基本構想に関する提言等 5 件提出
10 月 12 日	基本構想案県事前協議	
10 月 31 日	第 8 回総合計画審議会	基本構想案協議 1 回目
11 月 7 日	第 9 回総合計画審議会	基本構想案協議 2 回目
11 月 14 日	第 10 回総合計画審議会	基本構想案答申 協議
11 月 16 日	基本構想案答申	
11 月 18 日	基本構想案に関する県の意見調整完了の通知	
11 月 28 日	基本構想案議会提案	
12 月 20 日	基本構想案議会議決	

開催日	内 容	備 考
平成 18 年		
1 月 30 日	第 11 回総合計画審議会	今後の策定スケジュールについて協議
5 月 15 日	基本計画案市長協議	
6 月 26 日	第 12 回総合計画審議会	基本計画案諮問、分野ごとに 3 分科会 設置し、基本計画案を協議
6 月 27 日	基本計画案県事前協議	
6 月 28 日	基本計画案議会協議	
7 月 3 日 ～21 日	総合計画審議会 分科会開催	3 分科会に分かれ、基本計画案を協議。 計 8 回開催
7 月 24 日	第 13 回総合計画審議会	基本計画案答申 協議
7 月 28 日	基本計画案答申	
8 月 18 日	基本計画案に関する県の意見調整完了 の通知	
8 月 28 日	議会へ基本計画を報告、公表	

◇ 各種懇談会開催経過

地区別懇談会

開催日	地 区 名	参加人数 (単位：人)	開 催 会 場
平成17年			
7月 2日	東津山・城東・林田地区	36	作州城東屋敷
	城南・中央・鶴城地区	28	雇用労働センター
7月 3日	城北・城西地区	35	総合福祉会館
	西苫田地区	33	西苫田公民館
7月 9日	二宮地区	33	二宮公民館
	院庄地区	33	院庄公民館
7月10日	佐良山地区	34	佐良山公民館
	福岡・福南地区	32	婦人青年の家
7月16日	一宮・高田・高倉地区	37	高田公民館
	田邑地区	29	田邑公民館
7月17日	神庭・滝尾・成名地区	26	清泉公民館
	高野・広野地区	43	高野公民館
7月20日	東苫田地区	27	東苫田公民館
7月23日	大崎・河辺地区	43	河辺公民館
	阿波地域(地域審議会委員含)	31	阿波公民館
7月24日	加茂地域	18	加茂町文化センター
	加茂地域(地域審議会委員)	12	加茂町文化センター
7月30日	勝北地域	31	勝北支所
	勝北地域(地域審議会委員)	11	勝北支所
7月31日	久米地域	32	久米支所
	久米地域(地域審議会委員)	11	久米支所
合 計 参 加 人 数		615	

分野別懇談会

開催日	分 野 名	参加団体数 (単位：団体)	開 催 会 場
平成17年			
8月18日	都市計画・環境分野	16	市役所
8月19日	教育・文化・スポーツ分野	19	市役所
8月22日	福祉・医療・保健分野	19	市役所
8月23日	農林業分野	14	市役所
8月24日	商工業・観光分野	23	市役所
合 計 団 体 数		91	

その他懇談会

開催日	懇 談 会 名	参加人数 (単位：人)	開 催 会 場
平成17年			
8月17日	高校生懇談会	14	市役所
8月23日	市議会議員懇談会 (建設水道委員会)	8	市役所
8月25日	市議会議員懇談会 (総務文教委員会)	7	市役所
8月31日	市議会議員懇談会 (厚生委員会) (産業委員会)	8 9	市役所
合 計 参 加 人 数		46	

◇ 総合計画基本構想案についての諮問

津 企 企 第 336 号
平成17年10月11日

津山市総合計画審議会
会 長 目 瀬 守 男 殿

津山市長 中 尾 嘉 伸

津山市第4次総合計画基本構想案について（諮問）

津山市第4次総合計画を定めるにあたり、津山市総合計画の策定に関する規則第4条第2項に基づき、別添の基本構想案について、貴審議会の意見を求めたく諮問します。

◇ 総合計画基本構想案についての答申

平成 17 年 11 月 16 日

津山市長 中 尾 嘉 伸 様

津山市総合計画審議会
会長 目 瀬 守 男

津山市第 4 次総合計画基本構想案について（答申）

津山市総合計画の策定に関する規則第 4 条第 2 項の規定に基づき、平成 17 年 10 月 11 日付津企企第 336 号をもって諮問された津山市第 4 次総合計画基本構想案について、別紙のとおり答申します。

【別 紙】

答 申

本審議会は、平成 18 年度を初年度とし、平成 27 年度を目標年次とする 10 カ年の「津山市第 4 次総合計画基本構想案」の諮問を受け、慎重に審議を行ってきました。

地方分権の進展に伴い、地方自治体は創意工夫のもと、自己決定・自己責任に基づく自立したまちづくりが求められており、津山市第 4 次総合計画基本構想案は「活力と安心」「自立・自助」「共創・協働」のまちづくりを基本理念とし、将来像を「キラめく未来 人と自然が生きるまち」と掲げ、新たな都市の創造を目指しています。

諮問案は、本市をとりまく課題と環境を的確に捉え、これから 10 年間の総合的かつ計画的な行政運営の指針としておおむね適切なものでありましたが、審議の結果、諮問案に一部修正を加えて補完し、別添のとおり答申します。

市長は、答申の趣旨を尊重のうえ、基本構想実現のため、市民とのパートナーシップをさらに強め、積極的かつ効果的な施策の展開が図られるよう切望します。

なお、この答申及び審議の過程において各委員から出された提言・意見等を十分踏まえ、今後策定される津山市第 4 次総合計画基本計画の中で、十分活かされるよう希望します。

◇ 総合計画基本計画案についての諮問

津 企 企 第 161 号

平成 18 年 6 月 26 日

津山市総合計画審議会

会 長 目 瀬 守 男 殿

津山市長 桑 山 博 之

津山市第4次総合計画基本計画案について（諮問）

津山市第4次総合計画を定めるにあたり、津山市総合計画の策定に関する規則第5条第2項に基づき、別添の基本計画案について、貴審議会の意見を求めたく諮問します。

◇ 総合計画基本計画案についての答申

平成 18 年 7 月 28 日

津山市長 桑 山 博 之 様

津山市総合計画審議会

会長 目 瀬 守 男

津山市第4次総合計画基本計画案について（答申）

平成 18 年 6 月 26 日付、津企企第 161 号をもって諮問された津山市第4次総合計画基本計画案について、別紙のとおり答申します。

【別 紙】

答 申

本審議会は、平成17年12月に定められた基本構想に基づき、平成18年度から平成27年度までの10年間の基本的な施策の方向などを明らかにした「津山市第4次総合計画基本計画案」について、慎重を期するため3つの分科会を設置するとともに、審議会全体での検討を行うなど、総合的かつ専門的に審議しました。

審議にあたっては、平成17年2月の合併により誕生した新生「津山市」が、自立・自助の考え方を基本として、心をかよわせ、ともに支えあい、市民と行政がパートナーシップで行動するまちづくり、また時代の変化に的確に対応し、地域特性を活かした新たなまちづくりを進めることについて、本市の自然的、社会的諸条件や広域的な関連性、長期的な視点などから慎重に検討を加えました。

その結果、基本計画案は、本市をとりまく社会経済情勢や少子高齢化、高度情報化などの時代の潮流を踏まえたものであり、県北地域の中心都市としてのまちづくりの基本方向を定めたものになっており、おおむね適切なものと評価します。

これからは、先人たちの築いた歴史と文化を継承しながら、活力に富み安心して暮らすことのできるまちづくりを進めていくことが重要です。また、地方分権が進展するなかで、女性や高齢者を含む幅広い市民参画を積極的に進めるとともに、21世紀型地域社会システムによるまちづくりをめざしていかなければなりません。

しかし、今後の10年間には、社会経済環境の大きな変化のなかで、国による制度、政策の見直しも行われ、国、地方を通じた厳しい財政状況が続くことが予測されます。計画推進にあたっては多くの困難が想定されることから、選択と集中の考え方により対処していくとともに、状況の変化に応じた計画の弾力的見直しを図ることにより、基本構想で示したまちづくりのビジョンを着実に実現していくことを希望します。

最後に、この答申の主旨はもとより、各分科会の意見と要望を十分尊重し、よりよい基本計画を策定されるよう付言します。

◇ 津山市総合計画の策定に関する規則

平成 17 年 3 月 18 日
津山市規則第 69 号

(目 的)

第 1 条 この規則は、津山市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(総合計画策定の理念)

第 2 条 総合計画は、市町村合併による枠組みの変化や地域社会の特性に応じた振興発展の将来図及びこれを達成するための振興施策の大綱並びに大綱に基づく総合的かつ計画的な行政運営計画として策定し、行政各部門相互間の有機的連携により、市民福祉の向上と市政の健全な発展のために総合的成果を上げることがめざすものとする。

(総合計画)

第 3 条 総合計画は、次条及び第 5 条に規定する基本構想及び基本計画からなるものとする。

(基本構想の策定)

第 4 条 基本構想は、本市のめざす都市像を掲げるとともに、これを達成するための都市づくりの基本理念及び施策の大綱を定めるものとする。

2 基本構想は、各部署が作成した素案をもとに、第 6 条に定める総合計画策定委員会（次条において「委員会」という。）の調整を経て市長が定める原案を津山市総合計画審議会（以下「審議会」という。）に諮った後、市議会の議決により決定する。

(基本計画の策定)

第 5 条 基本計画は、前条の基本構想に基づいて都市づくりの基本的方向と具体的整備目標を定めるものとする。

2 基本計画は、各部署が策定した素案をもとに、委員会の調整を経て市長が定める原案を審議会に諮った後、市長が決定する。

(総合計画策定委員会の設置)

第 6 条 総合計画の策定を計画的かつ円滑に推進するため、総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の所掌事務)

第 7 条 委員会は、総合計画策定に係る総合調整及び原案作成事務を所掌し、その内容を必要に応じて市長に報告するものとする。

(委員会の組織)

第 8 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、福井助役をもって充て、会務を総理する。

3 副委員長は、三宅助役をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 委員は、教育長、水道事業管理者、企画部長、まちづくりプロジェクト推進室長、総務部長、財政部長、環境生活部長、福祉健康部長、産業経済部長、都市建設部長、地域振興部長、教育次長及び水道局長をもって充てる。

(委員会の会議)

第9条 委員会の会議は、委員長が必要と認めたときに招集する。

2 委員会の会議は、委員長が議長となる。

3 委員長が必要と認めたときは、会議に関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会の設置)

第10条 委員会の補助機関として、幹事会を置く。

2 幹事は、企画室長、まちづくりプロジェクト推進室参事、総務課長、財政課長、納税課長、環境生活政策審議室長、福祉健康政策審議室長、産業経済政策審議室長、都市建設政策審議室長、地域振興政策審議室長、生涯学習政策審議室長及び水道局経営企画室長をもって充てる。

3 幹事会に代表幹事を置き、企画室長をもって充てる。

4 幹事会の会議は、代表幹事が必要と認めたときに招集する。

(幹事会の所掌事務)

第11条 幹事会は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 総合計画策定に係る各部署間の連絡調整に関すること。

(2) 各部署が作成した素案の調整に関すること。

(3) 委員会の会議に付すべき事案の調整に関すること。

(4) 前各号のほか委員会の指示事項に関すること。

(ワーキンググループの設置)

第12条 幹事会の補助機関として、ワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループの構成員は、所属長の推薦する者をもって充てる。

(ワーキンググループの職務)

第13条 ワーキンググループは、幹事会の会議に付すべき事案の調整及び幹事会の指示事項の処理のほか、所属長の指示により所属部署における素案の調整を行うものとする。

(委員会、幹事会及びワーキンググループの庶務)

第14条 委員会、幹事会及びワーキンググループの庶務は、企画室において行う。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、総合計画の策定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年5月1日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

◇ 津山市総合計画審議会規則

平成17年3月18日
津山市規則第70号

(目 的)

第1条 この規則は、津山市執行機関の付属機関設置条例(昭和62年津山市条例第24号)第4条の規定により、津山市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることと目的とする。

(職 務)

第2条 審議会は、津山市総合計画に関し、市長の諮問に応じて審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(委 員)

第3条 審議会は、委員38人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 地域審議会の委員
- (4) 市民団体の代表
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 前各号のほか市長が特に必要と認める者

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれの委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 審議会の会議は、会長が必要と認めたときに招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 審議会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶 務)

第6条 審議会の庶務は、企画室において処理する。

(そ の 他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成17年5月30日規則第72号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成18年5月1日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

◇ 津山市総合計画審議会委員名簿

役 職	氏 名	所 属 団 体 等	委 嘱 期 間
会 長	目瀬 守男	美作大学学長	平成 17 年 4 月 25 日～
副会長	後山富士水	津山市連合町内会会長	平成 17 年 4 月 25 日～
委 員	青木 啓祐	津山農業協同組合東部営農センター長	平成 18 年 7 月 3 日～
〃	阿部 武治	津山工業高等専門学校校長	平成 17 年 4 月 25 日～
〃	浮田 佐平	津山商工会議所会頭	平成 17 年 4 月 25 日～
〃	大山 光	(社)津山青年会議所副理事長	平成 17 年 4 月 25 日～
〃	小川 友也	津山工業高等専門学校学生	平成 18 年 6 月 26 日～
〃	小坂田昌平	津山市体育協会理事長	平成 17 年 4 月 25 日～
〃	川端恵美子	津山市議会議員	平成 17 年 5 月 30 日～
〃	菅田 貞男	加茂地域審議会副会長	平成 17 年 4 月 25 日～
〃	黒瀬 通弘	津山市医師会会長	平成 18 年 6 月 26 日～
〃	小林 彬二	岡山県美作県民局長	平成 17 年 4 月 25 日～
〃	権田 直良	津山市議会議員	平成 17 年 5 月 30 日～
〃	佐々木裕子	津山市議会議員	平成 17 年 5 月 30 日～
〃	重松 勝江	公募委員	平成 17 年 4 月 25 日～
〃	杉山 和之	久米地域審議会会長	平成 17 年 4 月 25 日～
〃	竹内 邦彦	津山市議会議員	平成 18 年 6 月 26 日～
〃	田中 勝子	(社)津山市観光協会理事	平成 17 年 4 月 25 日～
〃	田原 清資	津山市社会福祉協議会会長	平成 17 年 4 月 25 日～
〃	田村 正敏	作州津山商工会会長	平成 17 年 4 月 25 日～
〃	為貞 友美	美作大学大学院生	平成 17 年 4 月 25 日～
〃	土肥 祥嗣	津山市消防団長	平成 17 年 4 月 25 日～
〃	友保 一成	津山農業協同組合代表理事組合長	平成 17 年 7 月 25 日 ～平成 18 年 3 月 31 日
〃	豊田 道弘	津山市民生児童委員連合協議会会長	平成 17 年 4 月 25 日～
〃	長江真理子	NPO 法人つやま NPO 支援センター理事	平成 17 年 4 月 25 日～
〃	中島 壮太	津山市医師会会長	平成 17 年 4 月 25 日 ～平成 18 年 4 月 7 日
〃	長滝 健吾	津山市森林組合組合長	平成 17 年 4 月 25 日～
〃	西野 修平	津山市議会議員	平成 17 年 5 月 30 日～

役 職	氏 名	所 属 団 体 等	委 嘱 期 間
委 員	平井恵美子	公募委員	平成 17 年 4 月 25 日～
〃	平井 雅美	勝北地域審議会委員	平成 17 年 4 月 25 日～
〃	福田 穰一	津山農業協同組合代表理事組合長	平成 18 年 6 月 26 日 ～平成 18 年 6 月 29 日
〃	藤本 明弘	阿波地域審議会会長	平成 17 年 4 月 25 日～
〃	藤本 貴子	津山市愛育委員連合会会長	平成 17 年 4 月 25 日～
〃	藤本 晴男	公募委員	平成 17 年 4 月 25 日～
〃	二木 幸子	津山市 P T A 連合会母親委員長	平成 17 年 4 月 25 日 ～平成 18 年 5 月 25 日
〃	美見みち子	津山市議会議員	平成 17 年 5 月 30 日～
〃	水野久壽也	津山市老人クラブ連合会会長	平成 17 年 4 月 25 日～
〃	光石人士恵	津山市 P T A 連合会母親委員長	平成 18 年 6 月 26 日～
〃	森岡 和雄	津山市議会議員	平成 17 年 5 月 30 日～
〃	森西 順次	津山市議会議員	平成 17 年 4 月 25 日～
〃	八木芙佐子	津山市文化連盟会長	平成 17 年 4 月 25 日～
〃	保田 佳子	津山市小中学校校長会東小学校校長	平成 17 年 4 月 25 日～
〃	矢野 公史	津山農業協同組合代表理事組合長	平成 17 年 4 月 25 日 ～平成 17 年 6 月 30 日
〃	柚本 夏輝	津山工業高等専門学校学生	平成 17 年 4 月 25 日 ～平成 18 年 3 月 31 日

* 委員以下 50 音順。なお、役職名は委嘱期間におけるものです。

◇ 総合計画策定支援専門家名簿

津山市第4次総合計画策定にあたり、ご協力いただいた美作大学地域生活科学研究所及び、専門家の方々を紹介します。

氏 名	職 名
目瀬 守男	美作大学地域生活科学研究所名誉所長、美作大学学長
富樫 穎	美作大学地域生活科学研究所所長、美作大学大学院教授
小林 昭雄	美作大学地域生活科学研究所顧問、大阪大学大学院工学研究科教授
鵜崎 実	美作大学教授
小坂田 稔	美作大学教授
石飛 猛	美作大学助教授
大草 一憲	美作大学助教授
北本 裕之	美作大学助教授
松村光太郎	美作大学助教授
森本 太郎	美作大学助教授
横川 知之	美作大学助教授
小山 京子	美作大学講師
佐藤 倫子	美作大学講師（現在 岡山大学、教育学部専任講師）
佐々木公子	美作大学講師
中田 稔	美作大学講師
人見 哲子	美作大学講師
堀川 涼子	美作大学講師
薬師寺明子	美作大学講師
和田百合子	美作大学講師
北川 達也	美作大学教授
遠藤 健治	美作大学助教授
杉山 芳宏	美作大学助教授
田中 千歳	美作大学助教授
保田 芳枝	美作大学助教授
津田 幸保	美作大学講師
竹内 幹雄	美作大学地域生活科学研究所客員研究員
藤本 尚久	美作大学地域生活科学研究所客員研究員、前美作大学教授
井原 徹	美作大学地域生活科学研究所客員研究員、九州女子大学教授
* 千葉 喬三	岡山大学長
* 佐藤 豊信	岡山大学、農学部教授
* 鳥越 良光	岡山商科大学教授
* 田中 勝	岡山大学環境、理工学部教授
* 大崎 泰正	岡山経済研究所、所長
* 坂本 忠次	関西福祉大学教授（行財政）
* 柴田 政勝	津山工業高等専門学校教授
* 杉本 知政	前山陽学園大学事務局長
岸本 克彦	美作大学地域生活科学研究所、事務主幹

* は地域生活科学研究所の外部協力専門家の方々です。

◇ 市民の描くまちづくり課題

この表は、平成17年7月から8月にかけて実施した、地区別懇談会や分野別懇談会、その他の懇談会で出された市民の方々のご意見を、専門家の先生方の指導を受けながら分野別に整理、集約したものです。

これらの意見を参考にし、津山市第4次総合計画が策定されました。なお、ご意見の内容には夢の部分も含まれており、そのすべてを事業化し実施するというわけではありません。

産 業			
農林水産業	工 業・雇 用	商業・流通・情報	観光・レクリエーション
《農 業》 (1) 農業担い手の育成 ・新規就農対策の推進 ・高齢者農業の促進 ・基幹的集落営農組織の育成 ・中山間地域直接支払制度の推進 ・畜産振興 (2) 標高差農業の推進 ・平坦水田地帯 (野菜・園芸・黒大豆) ・丘陵・里山地帯 (ビオーネ・西条柿等) ・高原・山麓地帯 (高冷地野菜・サクランボ・花き) (3) 高付加価値農業 ・有機低(無)農薬栽培 ・6次産業化 (4) 地産地消の推進 ・青空市・朝市 ・道の駅 ・都市・農村交流 ・市民農園 (5) 農山村地域の賑いの創出 ・朝市・道の駅 ・農家との連携 ・教育・文化施設 (6) 生産基盤の整備と農地保全・農村整備 《林 業》 (1) 風倒木対策 (2) バイオマスエネルギーの活用(温水プール等へ) (3) 津山檜の復活 (4) 生産基盤の拡充等 ・森林学習 ・高性能林業機械の導入 (5) 森林の活用 ・森林学習 ・観光資源としての活用 《内水面漁業》 (1) 養殖 (2) 放流(レジャー)	《工 業》 (1) 地域資源を活用した産業振興 ・ステンレス産業クラスター形成 ・リーディング産業の育成 ・他産業・企業誘致への波及効果 ・オンリーワンの産業集団の育成 ・「地消地産」型食品産業の育成 ・ユニバーサル・デザイン関連産業の育成 ・先端技術関連・環境関連などへの取組 ・豊富な水資源の活用 (2) 戦略的企業誘致の推進 ・域内循環高度化に資する企業誘致 ・産業資源・高速交通基盤のアピール ・立地奨励措置の強化 ・産業関連効果・技術的波及効果を考慮した企業誘致 ・雇用吸収力の高い企業の誘致 ・久米産業団地、津山総合流通センターへの誘致 ・既存工業団地等の活用 (3) 工業振興推進体制の拡充 ・「つやま新産業開発推進機構」の強化 ・岡山県産業振興財団等連携強化 ・経営支援体制の強化 ・新分野進出支援 ・産学官民連携の推進 ・産業界・企業間の技術交流の促進 ・美作大学技術交流プラザ(食品・UD) ・津山高専技術交流プラザ(ステンレス) ・「起業化」推進体制の整備 ・インキュベーター機能の強化 ・起業家への支援 《雇用関係》 (1) 就業機会の拡大 ・多様な職場・職種の確保 ・求人情報の収集・提供 ・ハローワークと連携企業情報の提供 ・インターネット等を利用した情報提供 (2) 地元就労の促進 ・津山圏域雇用労働センターの充実 ・無料職業紹介事業 ・若者の定住化・Uターン対策 ・インターンシップ制度の活用 (3) 雇用環境の整備 ・職業能力開発の推進 ・人材育成活動の支援 ・育児・介護休暇制度の普及 ・高齢者就労・再雇用の促進 ・職業相談の強化 《若者定住促進》 (1) 定住促進住宅 (2) 雇用の場づくり	《商 業》 (1) 中心商店街の活性化 ・アルネの活用・連携強化 ・イベント事業・福祉商業 (2) 旧町村の商業の活性化 ・福祉商業 ・高齢者の交通手段の確保 ・高齢者にやさしい商店街 ・朝市の開催 (3) 中心地域、周辺地域における生活日用品購入支援(場の提供) (4) TMOの組織強化 (5) 高校・大学等生徒学生の集う商店づくり 《津山総合流通センター》 ・企業誘致促進 ・センターの機能の多様化(生産、加工、卸売、小売、物流、展示等) ・多目的活用の検討(道の駅、住宅、老人ホーム等)	《観光・リゾート》 (1) さくらの城下町・津山の振興(100万人目標) ・天守閣の整備 ・グリーンヒルズ (2) 観光資源の発掘とネットワーク化 (3) 観光農業のとりくみ (4) 県北観光地との連携 ・奥津・恩原高原・苫田ダム ・湯郷・湯原・蒜山高原 (5) 広域観光の休憩拠点づくり(道の駅) ・トイレ・レストラン ・土産品売り場 ・朝市・青空市 ・遊園地 (6) 著名人資源の活用 (7) 有名人の館 (8) 効果的な観光プロモーションの展開 ・インターネット ・ロコミ・マスコミ (9) 体験型観光の推進 ・農・林業・工業 ・文化・芸術 ・自然(水・山・虫・カエル) (10) 花いっぱい運動 (11) 特産品づくり (12) 郷土料理の開発

教育・文化・スポーツ	福祉・医療・生活環境
《学校教育》 (1) 教育施設の大規模改修 (2) 学校教育の再編 (3) 幼児教育 ・ 幼保一貫教育の推進 ・ 子育て支援の充実 (4) 義務教育 ・ 通学環境整備 ・ 学区の弾力化 ・ 不登校・問題行動等への対応 ・ 障害児教育の充実 ・ 健康・安全対策の充実 ・ 学校保健・学校安全 ・ 不審者対策等の見直し ・ 環境教育・情報教育の推進 (5) 高等教育と大学 ・ 高校教育の振興 ・ 高大連携の推進 ・ 産学官民の交流推進 《社会教育》 (1) 生涯学習の推進 ・ 公民館の整備・改修・新築 (2) 青少年の健全育成 ・ 鶴山塾の機能強化 (3) 図書館のネットワーク化 ・ オンライン化・配車 (4) 国際交流の推進 《平等な社会の形成》 (1) 人権の尊重 (2) 男女共同参画社会形成 (3) コミュニティ活動の活性化 (4) ボランティア活動の充実 (5) コンソーシアム・津山の推進 《地産地消》 (1) 学校給食 《市民スポーツ・レクリエーション》 (1) 施設整備・有効利用 (2) 多様なニーズに対応する施設設備の整備 ・ 小規模・多目的施設 (3) 施設設備の管理の見直し (4) 老朽施設の改築 《地域文化・芸術の振興》 (1) 文化財の調査・保存 ・ 津山城 ・ 中世山城の調査・保存整備活用 (2) 伝統文化・芸術・音楽・芸能の発掘 (3) 文化団体の育成 ・ 総合文化祭・総合音楽祭 (4) 地域間交流 ・ 芸能・芸術の出前講演 (5) 文化施設の有効利用 ・ 博物館、美術館の整備 ・ (財)津山社会教育文化財団(つやま自然のふしぎ館の運営母体)所蔵品を利活用するための総合的な検討(自然史関係資料、歴史民俗・洋学資料及び蔵書類) (6) 全国発信可能な文化行事の支援と育成	《健康づくり対策》 (1) 子どもの健康づくり対策 (2) 成人の健康づくり対策 (3) 高齢者の健康づくり対策 (4) 愛育・食育の推進 (5) 市民の健康と福祉のまちづくりの推進 《医療体制の充実》 (1) 救急医療体制の充実 (2) 地域リハビリテーション体制の充実 《子育て支援・少子化対策》 ・ 子育て相談体制の充実 ・ 乳幼児医療の充実 ・ 地域子育て支援センター充実 ・ 保育所整備及び機能の充実(特別保育他) ・ 放課後児童健全育成事業の充実 ・ 児童館の充実 ・ 児童虐待防止施策の推進 ・ つどいの広場開設 《高齢者福祉》 ・ 介護予防事業の充実 ・ 介護保険事業の充実 ・ 独居高齢者・高齢者のみ世帯への支援体制の充実 ・ 外出支援体制の整備(移送とモビリティタウンづくり) ・ 高齢者虐待防止等権利擁護施策の推進 ・ 小規模・多機能・地域密着型施設の整備 ・ 地域包括支援センターの整備・充実 ・ 高齢者見守りシステムの充実 ・ シルバー人材センターの拡充 《障害児・者福祉》 ・ 早期療育・相談体制の充実 ・ 人にやさしい街づくり事業の充実(バリアフリー、ユニバーサルデザインによる環境づくり) ・ 外出支援体制の整備(移送とモビリティタウンづくり) ・ 各種施設(通所施設・作業所・デイサービス)・住宅(グループホーム)の整備・充実 ・ 軽度発達障害児(者)(LD・ADHD)施策の充実 ・ 雇用促進・就労支援 ・ 障害スポーツ・文化の推進 ・ 障害者自立支援法への対応 《母子・父子福祉》 ・ 相談体制の充実・連携推進 ・ 雇用促進・就業支援 ・ 自立促進体制の整備 ・ 子育てと生活支援体制の整備 《低所得者福祉》 ・ 相談機能・専門性の向上 ・ 新たな軽減制度の検討 ・ 就労支援体制の整備 《地域福祉》 ・ 地域ケアシステムの確立 ・ 小地域福祉活動(ふれあいサロン活動等)の推進

土地 利用 計画 都市・農村基盤整備	防災・環境保全	地域づくり 人づくり
《土地利用計画 都市・農村基盤整備》 (1) 都市構造と土地利用計画 ・拠点と都市軸 ・土地利用計画（ゾーニング） (2) 道路網の整備 ・広域高規格道路 ・都市計画道路（外・中・内環状道路ほか） ・拠点間連絡道路 ・生活道路 (3) 交通システム ・ごんごバスの路線拡大 ・中山間地の福祉バス、通学バス (4) 都市核の環境整備 ・駅前及び周辺整備 ・中心市街地の賑いの創出 ・城東、城西歴史的街並み保存、修景整備 ・空き家空き地の利活用 ・津山城復元と鶴山公園の整備 (5) 久米山開発 (6) 下水道と合併浄化槽の整備 ・下水道整備の拡張 ・合併処理浄化槽の普及 ・下水処理場の汚泥処理費削減 ・農業用水路と下水路の分離 (7) 景観整備 ・旧町村の景観資源発掘 ・新景観整備基本計画の策定 ・景観条例の検討 (8) 津山の原風景の保全 ・山並・街道	《防災体制・ライフライン》 (1) 治山 ・土砂流出防止対策 ・急斜面崩壊予知監視システム ・針葉樹と広葉樹の混植化 (2) 治水 ・洪水発生危険箇所の整備 ・河川氾濫シミュレーション情報の活用 ・豪雨時雨水の貯留・排水対策 (3) 消防防災体制 ・防災無線の設置 ・FM（民間主導） ・消防防災設備等の更新・充実 ・自主防災組織の確立強化 ・緊急避難情報の徹底 ・災害時要援助者の把握と援助体制 ・災害時孤立集落への救援体制 (4) 避難生活への対応 ・避難施設の耐震化と自家発電装置 ・飲料水の確保と食料・毛布・医薬品 ・移動式トイレの備蓄 《住みよいまちづくり》 (1) ユニバーサル・デザインのまちづくり ・歩道のバリアフリー化と安全確保 ・防犯対策（不審者対策） ・防犯灯の整備 ・自動車交通の安全確保 (2) 廃棄物処理 ・総合ごみ処理センターの建設 ・既設ごみ処理施設の安全閉鎖 ・ごみの減量化とリサイクル推進 (3) 環境保全と環境美化 ・環境基本計画の継続的推進 ・市管理中小河川の維持管理と親水化 ・県管理河川の維持管理の要望 ・市民による環境美化の推進 (4) 新エネルギーの導入と地球温暖化対策 ・バイオマス発電等新エネルギーの開発 ・バイオを活用した下水、ゴミ対策 (5) 消費生活の安全確保 ・消費生活相談体制の充実 ・消費者団体との連携 (6) 宮川の環境美化 (グランドワーク：学校・企業・地域・行政の連携・ボランティア組織)	《地域づくり》 (1) 地域づくり組織の再編 (2) 自助・自立を重視した地域づくり (3) 共創・協働によるまちづくり (4) ボランティア組織の育成 (5) コミュニティと自治組織の再編・強化 (6) コミュニティ施設の整備 ・住民自治組織の集会機能の確保 ・心のよりどころとしての文化財を核とする公園・施設整備 (7) コミュニティ活動の支援 ・あいさつ運動の一層の推進 ・公民館活動や生涯学習の地域間交流の推進 (8) 公聴・広報活動の充実 《行政組織のスリム化》 (1) 行政運営の効率化 (2) 行政評価システムの導入 (3) 適正な人員配置 《健全財政の確立と効率化》 (1) 補助金見直し（スクラップアンドビルト） (2) 効率的な財政の確立

◇ 小学生絵画・中学生作文について

津山市第4次総合計画策定にあたり、新しい津山の時代を担う子ども達から、夢や将来の津山の姿を描いた絵画・作文を募集したところ（平成17年7月）、小学生から絵画23点と、中学生から作文76点を応募いただきました。

応募いただいた全作品を本計画書に掲載するのが本来ですが、絵画については本編中に掲載し、作文については要旨を掲載させていただくことで紹介に代えさせていただきます。

○作文応募中学生 作文要旨

学校名	学年	氏 名	題 名	まちづくりの提案、意見
勝北中 49件	1	明石 奉将	未来の津山	今のままの津山がいい
		朝日 紀行	未来の津山	自然を大切に
		芦田 弘憲	津山の未来	木と花があふれる町
		石原 里奈	私が望む津山市	レジャースポットや名所を増やし大学を誘致し大きな町、暮らしやすく安全な町
		伊集院佑太	未来の津山	住宅がいっぱいできた大きな市
		内田 颯併	未来の津山	借金を返済
		内田 千尋	未来の津山	便利で使いやすいものを増やし、自然が一番きれいな津山に
		内田 直行	ぼくが住みたい未来の津山	みんなが幸せで楽しく暮らせる町、犯罪を無くす
		内田 裕己	未来の津山	新たに合併が進み、ボランティアに取り組み、住みやすく気持ちよいまちに
		右手 一輝	未来の津山市	アルネ津山の活性化と転用、地域間バス
		宇野 歩美	未来の津山	お年寄りや子どもまでがお互い支え助け合い、やさしく暮らしていける町
		長船 稔之	未来の津山	機械や空飛ぶ車などの進歩、老人ホームの自動化
		尾島総一郎	未来の津山	お年寄りや子どもが住みやすい町、ロボットやソーラーカー
		影山 喜一	未来の津山に望むこと	医療費の均等負担、消防設備の整備、適材適所に税金を正しく使う
		影山 祥子	私の住みたい未来の津山	みんな仲良く住んでいける思いやりのある津山
		影山 拓也	未来の津山	森や木に囲まれた豊かな所、津山城の復元、犯罪や差別のないまち
		川崎 優士	未来の津山	みんなが笑顔で、平和で安心して生活できる町
		菊畑 元希	未来の津山	緑を増やし魚のいる川に、落ち着ける場所
		木元 瑞	未来の津山について	津山城の復元
		木元 蓉	私が考える未来の津山	借金を返済し、市民が協力し合い住みやすい町に

学校名	学年	氏 名	題 名	まちづくりの提案、意見
		小林紗由美	未来の津山	大きな体育館、安全で豊かなまちに
		杉浦 夏波	未来の津山	事件や事故をなくす、お年よりのふれあう場、環境問題、安全で快適に暮らせる町
		高務 侑希	私の住みたい未来の津山	安心してゆっくり楽しめる街に
		竹内 基樹	未来の津山	環境が良く、川がきれい、争い事のない平和なまち
		多胡佳奈恵	未来の津山	大きなデパート、自然は大切に、歩いて回れる街、都会を一箇所に
		田籠 彰俊	未来の津山	自然があふれる町に
		土井 宗明	未来の津山	人口を増し、空港を造る、お年寄りや子どもにやさしい町、環境よく空気がきれいな町
		飛田真理子	未来の津山	お年寄りや障害のある人などいろいろな人が安心してきて住みよい町
		二木 政慶	未来の津山	平和で犯罪がなく緑のたくさんある町、ロボットやソーラーカー
		西平 聡史	未来の津山	ゴミの捨てられていない街に
		濃野 正行	未来の津山	環境を良くし、犯罪などの対策を
		原 亮	未来の津山	人口日本一の都会になる
		樋口 知紀	未来の津山	ゴミのリサイクル、津山城の復元
		平田 航大	未来の津山	きれいで緑が多く事故が少ないいい町に
		平田 有花	みらいの津山について	事件や事故をなくす、お年よりが住みやすく、笑顔であいさつできる楽しくて明るい町
		福田 智也	未来の津山	人口千人くらいのテキトーな市に住みたい
		福原 正和	「未来の津山」について	いろいろな人との交流できる行事、自然豊かで平和なまち
		藤田 崇宏	未来の津山	お年寄りや子どもが安全に暮らせる町、安全や自然を大切にしていこう町
		松浦 亜美	未来の津山	自然を大切に、お年よりが困らないように、アルネの早期解決を、平和で安全な市に
		松田 光平	未来の津山	自然あふれる町、今ある建物を改築して利用、お年寄りや子どもにやさしい町
		松本 祥輝	ぼくの夢見る未来の津山	人々の交流のさかんな町、お年寄りや子どもにやさしい町、安心して暮らせる町
		丸尾 元気	未来の津山市	豊かで平和な町
		水島 啓輔	未来の津山	お年寄りや子どもにやさしい街、地域間の交流を深めていく街、岡上で一番いい街
		宮野 正章	未来の津山	ゴミのポイ捨てない、バリアフリー、ハイテク機械、大きな学校のある都会に

学校名	学年	氏 名	題 名	まちづくりの提案、意見
東中 27件		向谷 美咲	未来の津山	犯罪や事故のない街、おだやかで豊かな街
		村田 滉樹	未来の津山	環境を良くし、一人一人がよく考えて生活する
		村田 雅樹	未来の津山	自分たちで町をきれいにし、未来を自分達で作っていく
		森内 義仁	未来の津山	今のままの津山がいい
		山本 麻未	未来の津山	津山城の復元
	1	神尾 彩佳	私が住みたい未来の津山	お年寄りや障害のある人が安心して安全に住めるきれいな町
		福井優葵乃	私が住みたい未来の津山	お年寄りにやさしいまち、祭りや地域を越えての交流を多く、ごんごバスの経路拡大
		松本 拓也	ぼくが思う未来の津山	津山ドームを創ってプロスポーツを誘致、津山ドームと城下町が合体した元気で楽しい町
		村上 拳太	ぼくが住みたい未来の津山	便利で明るく楽しい毎日が過ごせる津山
		山形 洋介	お年寄りや子どもにやさしいまち	公園を整備して安心して遊べる場所を
	2	赤松 翔太	僕の夢見る未来の津山	いじめや犯罪のない障害者が不自由なく暮らせる、環境にやさしい町
		浅田 和樹	お年寄りの交流	子どもとお年寄りが安らげる「自然の広場」を作る
		安藤 寛晃	すみやすい未来の津山	ゴミのないきれいで住みやすい津山
		井口 敬徳	未来の津山	人間と動物が共に暮らせる環境のいい津山市
		井堀日南子	おもいやりの心でつくる津山	思いやりの心をもって住みよい町に
		内田 栄一	未来の津山に望むこと	ゴミ処理とアルネの借金が課題だ、社会福祉、老人福祉が充実した市に
		内田さくら	きれいな津山市	清掃活動をしてきれいな津山に
		江原 有香	みんなに優しい未来の津山	障害者やお年よりなどみんなにやさしい町
		神崎 拓也	未来の津山	自然が多く残り、施設も多く豊かに暮らせる、生ゴミの堆肥化などゴミの減量を
		黒石 智之	津山の未来への希望と夢	ゴミはなく動物たちも安心できる津山
		香山 卓	僕の夢見る津山のまち	犯罪のない安全で安心して暮らせる町、産業の発展により働く場所と所得を増やす
		仲井 祐勝	僕が夢見る津山のまち	平和で犯罪がなくきれいな町
		中井美保古	未来の津山	自然があり、みんないい人たちで、ゴミのない津山
		中村 彩奈	私が住みたい未来の津山	安全で明るい、自然がきれいなまち、武道館や遊べるところがたくさんあるまち

学校名	学年	氏 名	題 名	まちづくりの提案、意見
		早瀬 友里	私の夢見る津山の町	ゴミのないきれいな町、心遣いややさしさなど思いやりの町
		古林 哲	私の夢見る津山のまち	犯罪のない平和で安全で安心できる町、自然がいっぱいでお年寄りや子どもにやさしい町
		牧 昌伸	お年寄りに安全な街	信号や道路の整備により交通事故のないお年寄りに安全な街
		水島 大輔	私の夢見る津山の町	緑がたくさんある町、無駄な建物を無くし必要な建物だけを建てる
		森下 勇真	私が住みたい未来の津山	各家庭でゴミの減量化をはかりゴミの少ない津山を
		保田 駿	私が住みたい未来の津山	周りの人を大切にし、いじめや差別のない津山、環境を大切にする
		山本 和輝	夢があふれる僕らの津山	津山城の復元、テーマパークなど夢のある津山
		山本 真己	私が望む未来の津山	車いすの人、子ども、お年寄りなどみんなが気持ちよく快適に暮らせるまち

* 学校名・学年については、応募いただいた時点（平成17年7月）のものです。

◇ 用語解説集

頁	用 語	解 説
125	ISO14001 規格の自己適合宣言	ISO14001 とは、国際標準化機構による企業や団体の環境マネジメントに関する国際規格のこと。企業や団体の環境に影響を及ぼす活動を管理することで、環境を継続的に向上させることを目的とする。 自己適合宣言とは、この規格への適合を審査登録機関による認証によらないで、自治体及び企業等との相互環境監査などを行い、自己決定し、自己宣言するもの。
49,118	IT	情報通信技術のこと。コンピュータやインターネットに関する機器やソフトウェア、サービス、更には携帯電話による情報サービスなど幅広い意味で使用されている。
25	IT 革命	情報技術のめざましい進歩により、産業界を始め社会に大きな変革をもたらすこと。
185	アクセシビリティ	情報やサービス、ソフトウェアなどが、どの程度広汎な人に利用可能であるかをあらわす語。
51	インフォーマル・サービス	各種法制度により規定されているサービス（フォーマル・サービス）に対し、家族、近隣、知人等が不定期かつ無報酬などで提供するサービス。
161	エコ住宅	太陽熱や太陽光の利用、断熱化によるエネルギー消費の削減、雨水の再利用などを図った住宅。
123	エコツーリズム	自然環境の保全を確保しつつ、地域固有の自然や文化を活かした観光と地域振興を両立させ、環境教育にも役立つ旅行の形態をいう。
28,52,174	NPO	公益的なサービスを提供する営利を目的としない民間団体。
125	オゾン層の破壊	大気中でオゾンを比較的多く含む層が、フロンなどの化学物質により破壊される現象。オゾン層が破壊されると有害な紫外線が地表に届き、皮膚がんや白内障などの原因、遺伝子への影響による生態系の破壊につながる。
104,125	温室効果ガス	地球温暖化の原因とされ、太陽の日射を受けて暖められた地表面が放つ赤外線を吸収する二酸化炭素・メタンなどのガスをいう。
125	環境啓発キャラクター	地球温暖化対策普及啓発事業で、公募により誕生した環境啓発用キャラクター「津山太助となかまたち」をいう。
125	環境マネジメントシステム	企業や団体の環境に影響を及ぼす活動を特定し、環境配慮の方針や具体的目標を立て、その実行や成果の改善を図るための仕組。
149	救急救命士	国家資格取得により、救急現場や救急車内などで救急救命措置を行うことができる者。
125	京都議定書目標達成計画	京都議定書において義務付けられた、温室効果ガスの削減目標達成に向けた、国が策定する計画。
104	切り捨て間伐材	木の生育を助け採光を良くし優良な木材とするため、適当な間隔で木を伐採し搬出しないで放置した間伐材。

頁	用 語	解 説
25	グローバル化	地球的な規模となること。
95	グローバルな視野	地球的な規模で物事を判断する考え方。
68	グローバルな社会	人、物、情報などが地球的な規模で行き来し、影響しあう社会。
123	減農薬	農薬汚染をなくすため、極力むだな農薬の使用をなくすこと。また、その運動をいう。
12	コーホート変化率法	同じ年（又は同じ時期）に生まれた集団について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。
70	ことばと情緒の教室	津山市立西小学校にあり、軽度の言語障害、難聴、情緒障害といった障害のある子どもが、その障害の改善、克服を計る指導を受けるため、週1～3単位時間教室に通っている。
171	コミュニティバス路線	地域住民の利便性向上のため一定地域内を運行する地域密着型のバスで、車両仕様、運賃、運行ダイヤ、バス停の位置等を工夫したバスサービス。
115	雇用のミスマッチ	産業構造の変化に伴い、求職しようとする人達の希望する職種・賃金などが、雇用しようとする企業の示す条件と食い違いを生じることをいう。
177	コンソーシアム津山	市内の大学等が一体となって、地域社会及び産業界との連携による調査研究、情報提供、交流促進等を行い、市全体の活性化を図ることを目的とする法人。
123	里山里地	伝統的な農林業の営みによって管理された森林（平地林を含む。）を里山、その里山と農地、水辺（河川、用水路、ため池など）、集落が一体となった空間を里地という。
111	産業クラスター	ぶどうの房のような企業、機関等のネットワーク。
24	三位一体の改革	地方自治体の自由度を高め、住民により身近で地域の特性にあった施策の展開をするため、国と地方の役割を見直し、財政面での自立を図ること。 （国庫補助金・負担金の見直し、地方交付税の改革、国から地方へ税源移譲の3つを同時に改革すること。）
45	三次救急	脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷などの重篤な救急患者を受け入れるための高度な診療機能を備え、24時間診療を実施する救命救急センターによる医療体制。
42	三大生活習慣病	生活習慣と密接な関りがある病気のうち、悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患をいう。
54	支援費制度	障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、契約によりサービスを利用するしくみ。
182	指定管理者制度	「公の施設」の管理運営を、市が指定した民間事業者等が行う制度。
98	集落営農組織	集落を単位として、生産行程の全部又は一部について共同で取り組む組織。

頁	用 語	解 説
45	初期救急	休日または夜間における、比較的軽症の救急患者の診療を確保するための医療体制。
42,72	食育	さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
125	新エネルギー	石油・石炭などの化石燃料や核エネルギーなどに対し、太陽光発電、風力発電などの新しいエネルギー源や供給形態の総称。自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギー、燃料電池などの新しい利用形態のエネルギーが含まれる。
103	森林の保健休養機能	森林での体験活動を通じた健康づくりや心身への安らぎを感じる癒しの機能。
122,161	スプロール化	市街地が無計画に郊外に拡大し、無秩序な市街地が形成されてしまう現象。
81	セクシュアル・ハラスメント	性的いやがらせ。
54	措置制度	福祉サービスの利用方法として、行政が行政処分によりサービス内容、事業者を決定するしくみ。
159	タウン・モビリティ	障害・病気・高齢などのために移動が難しい人々に、電動スクーター、電動車いすなどを提供し、ショッピングなどのための移動をスムーズに行えるようにするシステム。
49,50,52	地域ケアシステム	地域住民による見守りや専門職員による地域訪問活動などの社会活動をネットワークさせたしくみにより、要介護者の早期発見及び早期対応を行うシステム。
40	地域子ども教室推進事業	子どもたちが放課後や週末に、文化活動など様々な体験をすることができる場を提供するもの。
125	地球温暖化	化石燃料の大量消費により大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が増加し、地球の平均気温が高くなる現象。生態系に深刻な影響を与えるおそれがあるとともに、異常気象などによる災害の増加や、海水面の上昇、伝染病流行地域の拡大を引き起こすと予測されている。
70	通級による指導	小中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害がある児童生徒に対して、各教科等の指導は通常の学級で行い、障害に応じた特別の指導は特別の場で行う指導。
115	つやま産業塾	将来の津山の産業界を担う人材を育成していくための事業。
100,111	つやま新産業開発推進機構	津山地域の産業活性化を目的に創設した「産・学・官・民」の連携組織。
109	TMO	中心市街地の商業活動を、活性化させるための活動をおこなう機関。
62,81	ドメスティック・バイオレンス	夫婦や恋人など親密な関係にある者の間で行われる身体的・精神的その他の暴力。
76,113	ニート	働かず、教育も職業訓練も受けていない15～34歳の者。

頁	用 語	解 説
45	二次救急	休日または夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の診療を確保するため、救急医療圏を設定し実施する医療体制。
98	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村長から農業経営改善計画の認定を受けた農業者。
133	年間有収水量	水道料金徴収の対象となった年間水量。
27,52,56	ノーマライゼーション	障害のある人も家庭や地域で、ともに生活ができるようになる社会づくりのこと。
170	パーク＆ライド	市街地の外周部や周辺部の公共交通機関のターミナルに近接して駐車場を設置し、マイカーからのバス等への乗り継ぎを図るシステム。
125	バイオマスエネルギー	間伐材やおがくず、菜種油、糞尿など動植物を由来とする資源から生み出すエネルギー。
134	配水ブロック化	市街地全体に網の目状に埋設されている水道管を、いくつかの配水区域に分割し、ブロックごとに水量や水圧を管理するシステム。
8,174	パブリックコメント	市民生活に影響がある計画案や条例案について、市が作成した基本方針などを市民に公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定するための一連の手続。
170	バリアフリー	障害者や高齢者が生活していく上でのバリア（障壁、障害、不便）を取り除くこと。
28,182	P F I	民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設の整備を行う事業手法。
100	標高差農業	平坦地、丘陵地、高原地などの標高区分ごとに、それぞれの土地条件や気候条件を活かして行う農業。
40,67,82	ファミリー・サポート・センター	市町村がつくる育児や介護の相互援助活動をする会員組織。
71	不審者対応マニュアル	児童・生徒・教職員が不審者に会った時等の対応の手引き。
60,113	フリーター	定職につかないでアルバイトを続けている人。
73	補食給食	完全給食以外の給食で、ミルク及びおかず等を供するもの。
25	ボーダレス化	さまざまな分野に境界がなくなること。
104	木質系バイオマス	製材工場から排出される樹皮や端材、又は山林に放置された間伐材など現在有効に活用されていない木質資源。
115	U・I・Jターン	Uターンとは、郷里に戻って就職すること。Jターンとは、郷里まで戻らず途中の地方に居住を移すこと。Iターンとは郷里以外の地方へ移住すること。
27,56,71, 158,166, 170	ユニバーサルデザイン	すべての人にとって使いやすいように配慮して作られた製品、情報や、建物・空間等の一体的な環境デザイン。

頁	用 語	解 説
161	ユニバーサルデザイン住宅	すべての人が使いやすく、快適に生活できることを前提として設計、施工された住宅。
25,184	ユビキタス社会	情報通信技術の活用によって、日常生活のいたるところで必要な情報をやり取りすることが可能となる社会。
136	流域カット	下流域の浸水対策として、比較的地盤の高い上流区域の雨水を、バイパス管により河川へ直接放流すること。
100	6次産業化	1次産業（農林水産業）が2次産業・3次産業と連携して経営の複合化・多角化を進めること。

しあわせ大国 つやま

— 津山市第4次総合計画 —

発行：津山市企画部企画室

〒708-8501 岡山県津山市山北520番地

TEL 0868-32-2027

FAX 0868-32-2152

ホームページ <http://www.city.tsuyama.lg.jp>

平成18年(2006)9月